

令和4年 第2回 北海道議会定例会 予算特別委員会〔総務部所管〕開催状況

開催年月日 令和4年6月28日(火)
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員
 答弁者 総務部長兼北方領土対策本部長
 文書課長、行政情報センター所長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>三 個人情報保護対策について (一) 新条例制定の目的について 次に個人情報保護対策についてであります。昨年、改正個人情報保護法が成立し、当時の平井デジタル相は、自治体が独自に制定する個人情報保護条例も「いったんリセットする」と国会で答弁されました。道は現行の条例の改正ではなく、なぜ新条例の制定を行おうとするのか伺います。</p> <p>(二) 道独自の個人情報保護水準を高める方策について 内閣官房個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースでは、自治体の条例制定に関して「共通ルールよりも保護水準を高める規定は、必ずしも否定されない」としています。 個人情報保護の水準を法律よりも高めることは裁量として認められると、このように解釈しますがいかがですか。見解を伺います。</p> <p>(三) 欠</p> <p>(四) 本人同意等の取扱いについて 情報のデジタル化によってオンライン結合やクラウド等に個人情報が紐付けされる場合、本人同意や通知についてどのように行われますか。伺います。</p> <p>(再) 個人情報が紐付けされる場合のことを伺いましたが、本人同意不要の場合もあるということでありました。 不注意や法の理解不足などにより不本意に個人情報が流出することも懸念されます。道としては、このような仕組みであることことを周知し、注意喚起が必要ではありませんか。伺います。</p>	<p>(行政情報センター所長) 法改正に伴う対応についてであります。個人情報保護法の改正は、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中において、国、地方公共団体及び民間それぞれ別の法律や条例に基づき個人情報保護制度の運用が行われてきたことが両立の支障となっていることを背景に、個人情報の定義をはじめ、個人情報の取扱いについて全国共通ルールへ統合し、適切な個人情報の保護とデータ流通を図ることを目的とするものでございます。</p> <p>地方公共団体におきましても、令和5年4月から改正法に基づく個人情報保護制度が適用されることから、他都府県の全てが現行条例を廃止し新たに法の施行条例の制定を予定しているところであり、道におきましても、法改正の趣旨に鑑み施行条例の制定を行おうとするものでございます。</p> <p>(行政情報センター所長) 独自の個人情報保護規定についてであります。国のタスクフォースの最終報告では、個人情報保護法制に共通ルールを設ける趣旨が個人情報保護とデータ流通の両立を図るといった観点であることを踏まえると、地方公共団体が条例で独自の保護措置を規定できるのは、特にその必要がある場合に限ることとするのが適当とされており、このため、個人情報保護措置を法律よりも高めるにはその必要性の慎重な検討を要するものであり、今後、必要に応じ、適切に対応してまいります。</p> <p>(行政情報センター所長) 本人同意等の取扱いについてであります。改正法では、行政機関等による個人情報の外部提供について、利用目的内では、本人同意を不要とし、利用目的外では、本人の同意があるときに限り、可能とされております。 このため、オンラインを活用しサーバやパソコンを結ぶ場合や、インターネットを通じてサービスを利用する場合には、本人の同意があれば、個人情報を外部提供することは可能となり、本人への通知は不要でございます。 道におきましても、個人情報の外部提供について、改正法の規定に基づき、適切に運用してまいります。</p> <p>(行政情報センター所長) 個人情報の取扱いについてであります。個人情報につきましても、本人の理解の上で利用されることが必要と認識しており、そのためには、個人情報収集時等における職員の対応が重要でありますことから、道といたしましては、毎年度行う個人情報保護事務研修会におきまして、適正な個人情報の取扱いはもとより、法施行にあたっての改正点を重点的に周知するなど引き続き適正な運用に努めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(五) 個人情報に関する重大事故について 兵庫県尼崎市では、全市民約46万人分の個人情報が入ったUSBメモリーを委託業者が紛失したと発表されました。名前や住所、生年月日、住民税額、児童手当と生活保護世帯の口座情報まで含まれているということです。 道もこれまで、USBメモリーを紛失する等の個人情報に関する重大事故が発生していますけれども、これまでの事故の発生実態と、改善した内容について伺います。</p> <p>(六) 情報漏洩リスクと対策について 個人情報の外部委託の対象が拡大すれば、ヒューマンエラーによる情報漏洩のリスクが高まるということが懸念されます。 道は、情報漏洩リスクをどう認識し、対策を講じようとしているのか伺います。</p> <p>(七) 条例制定のさらなる検討について 改正個人情報保護法により全国共通のルールが押し付けられる一方で、自治体独自性を発揮して、道民のプライバシーや預かっている個人情報を守ることの重要性和最後の砦として道の責任をどう認識されているのか。 条例制定にあたっては、法律を上回る形で個人情報の対策を図るべきですけどもいかがか。併せて伺います。</p>	<p>(文書課長) 個人情報の紛失についてでございますが、知事部局における個人情報の紛失事案は、過去5年間で、令和2年度及び3年度に、トラックで運搬中の廃棄予定文書の飛散や、個人情報が保存されたUSBメモリの紛失など、計4件発生しております。 道におきましては、原因究明や再発防止策の策定、全庁への注意喚起を行ったほか、個人情報を含む文書の適正な管理や、情報セキュリティ対策の徹底について毎年度、内部統制制度による重要リスクとして、全ての所属において点検・評価を行い、また、職員に対しては、必修研修を実施しております。 今後とも引き続き、これらの取組を進め、個人情報の適正な管理に万全を期してまいります。</p> <p>(行政情報センター所長) 個人情報の漏えいに係る対応についてであります。このたびの兵庫県尼崎市の事案を受け、先週6月23日付けで総務省から改めて委託業者への情報セキュリティ対策の徹底及び確認に万全を期すよう、通知されたところでございます。 道といたしましては、個人情報を取扱うにあたり、適切な個人情報の管理が何より重要と認識しており、同様の事案が起こることのないよう、直ちに、関係部局を通じ、委託事業者の作業場所の特定や委託業務終了時の情報資産の廃棄などについて、委託契約事項の再確認を行いますとともに、定期的な確認を行うなど、個人情報のセキュリティ対策を徹底してまいります。</p> <p>(総務部長兼北方領土対策本部長) 条例制定に向けた対応についてでございますが、個人情報保護法の改正は、個人情報の取扱いについて全国共通のルールへ統合し、適切な個人情報の保護とデータ流通の両立を図ることを目的とするものでございます。 道といたしましては、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、令和5年度からの法適用にあたり個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な条例を制定し、円滑な運用に努めていく必要があるものと認識をしております。 そのため、施行条例案の作成にあたっては、北海道情報公開・個人情報保護審査会の答申やパブリックコメントの結果を踏まえ、個人情報の保護及び適切な管理、運用が図られるよう引き続き検討を進めてまいります。</p>